十一　郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合（第十三号に掲げる場合を除く。）

十二　保険業法施行規則第四十八条の四各号又は第五十九条第三項各号のいずれかに掲げる者に該当する者（子会社を除く。以下この号、次号及び第十四号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合（新たに有することとなった特殊関係者が法第百三十九条第一項の規定による認可に伴い郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する保険業高度化等会社であるときを除く。）

十三　［略］

十四　郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（郵便保険会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は郵便保険会社の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなったことを知った場合

［十五～二十一　略］

［2～5　略］

6　保険業法第二条第十五項の規定は、第一項第九号から第十二号まで及び第十四号に規定する議決権について準用する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十一　郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

十二　保険業法施行規則第四十八条の四各号又は第五十九条第三項各号のいずれかに掲げる者に該当する者（子会社を除く。次号及び第十四号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合

十三　［同上］

十四　郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（郵便保険会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は郵便保険会社の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなった場合

［十五～二十一　同上］

［2～5　同上］

6　保険業法第二条第十五項の規定は、第一項第九号から第十一号まで及び第十四号に規定する議決権について準用する。

附　則

この命令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。

○内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）の施行に伴い、並びに資金決済に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第百四十二号）附則第十一条第一項及び第二項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年四月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
法務大臣　三好　雅子
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　　拓
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。